審 議 会 等 の 会 議 結 果 報 告 書

課所名	生涯学習課

会 議 名	令和8年度　第1回諏訪市文化財専門審議会（書面表決）
表 決 日	令和8年9月10日（木）
確 認 者	【委員】 伊藤羊子、大窪久美子、織田顕行、髙林重水、二本松泰子、二村悟、三上徹也、宮坂清、 涌井みち子、渡邉匡一 （事務局） 小泉生涯学習課長、中島文化財係長、文化財係後藤主査 （敬称略）
資　　料	次第、書面表決書、経過資料、現況写真、答申案

協議事項（内容）及び会議結果（要旨）

表決事項

・市天然記念物「江音寺のシダレヤナギ」の文化財指定の解除について

【書面表決書】

賛成　９

反対　１

賛成多数により指定解除を議決、ただし意見を付して答申

〇表決にかかる意見概要

＜賛成＞

・所有者の江音寺と檀徒総代会の合議・議決により伐採やむなしの判断が示されている。

・本来ならスケールダウンして維持したいが、不特定多数の人々が訪れる寺院の境内であることを考慮すると、安全第一に考えざるを得ない。

・人間が完全にコントロールできない自然界の物質が対象であることや、これまでの経過（過去の折損）を踏まえると伐採はやむを得ない。

・寺院側の苦渋の決断であり、倒れる危険性は一歩一歩と進んで行くだろうからやむを得ない。

・人命に勝るものはないので致し方ない。

・指定当初の意義を後世に語り継ぐための記録保存、後継樹育成、あるいは危険のない限りにおいて主幹を残すことなどを検討してほしい。

・やむを得ず伐採する旨は市民に周知していただきたい。

・昨今の状況をみると、樹木のやむを得ない指定解除は今後増えることが予想されるため、あらかじめ指定解除の方針や方法などが示されていても良いのではないか。

＜反対＞

・指定には相応の理由があり、諏訪市文化財指定物件であることの意義は大きい。

・ここに至る経過について、危険となるまで放置された状態の責任、檀徒会が賛成すれば伐採できるとの認識があったとしたら問題である。市指定物件である以上、まずは市との協議が必要であったはずで、少なくとも檀徒会と同時並行的に協議されるべきだった。

・危険部位の一部伐採で残せる部位は残すという余地はないのか。木が生きている以上、その点は考慮すべき。

・審議会の慎重な議論が必要で、そのための審議会であると考えるが、差し迫った状況であれば事務局で総合的に判断することは致し方ない。